

入 札 公 告

鯖 契 第 6 7 号

令和3年10月11日

環境衛生センター改築工事（第21201号）について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

鯖江市長 佐々木 勝久

1 入札に付する工事

- (1) 工 事 名 環境衛生センター改築工事（第21201号）
- (2) 工事場所 鯖江市 西番町 地係
- (3) 工事概要 電気設備（受変電設備、自家発電設備）更新 1式
- (4) 工 期 令和5年3月27日
- (5) 設計金額 金 768,460,000 円（税込）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された共同企業体で、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者でなければならない。

- (1) 共同企業体が、この工事を共同して請け負うことを目的として、次の①から②の条件を満たす者3社で結成されたものであること。

- ① 共同企業体の構成員である建設業者のうち、代表者は次の条件をすべて満たすものであること。

ア 福井県内に本社または営業所を有する電気工事業の登録業者で、特定建設業の許可を有し、最新の総合評定値が1200点以上の者より1社。

- ② 代表者以外の構成員2社は次の条件をすべて満たすものであること。

ア 鯖江市内に本社を有する電気工事業の登録業者で、市格付けがA等級である者より1社、および鯖江市内に本社を有する電気工事業の登録業者で、市格付けがA等級もしくはB等級である者より1社。

- (2) 共同企業体の構成員である建設業者が、次の要件のすべてを満たす者であること。

ア 令和3年10月11日現在で、令和3・4年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において、電気工事業の登録を有すること。

イ 法第26条の監理技術者または主任技術者（国家資格を有する者に限る。）を工事現場に専任で配置しうる者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 「鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

（３）共同企業体の構成員の最小出資比率が１０％以上であること。

（４）共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

（５）共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）入札の参加希望者は、令和３年１０月２７日（水）１２時までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）、および特定建設工事共同企業体入札参加資格確認資料（様式第２～４号および関係書類）（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書および資料を提出しない者または確認が受けられなかった者は、入札に参加することができない。

（２）資料の内容

資料は、次のとおりとし、ア、イ、およびウについてはそれぞれ様式第２号、第３号および第４号により作成すること。

ア 経営規模等総括表

イ 工事経歴書

ウ 技術職員名簿

エ 特定建設工事共同企業体協定書

オ 委任状

（３）申請書および資料の提出方法

申請書および資料は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

（４）申請書および資料の配布

ア 配布期間 令和３年１０月１１日（月）から令和３年１０月２７日（水）

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ただし、令和３年１０月２７日（水）は１２時まで

イ 配布場所 鯖江市西山町１３－１ 鯖江市政策経営部契約管理課

電話 ０７７８－５３－２２２２（直通）

（申請書様式および資料は鯖江市ホームページからダウンロードができます。）

（５）申請書および資料の受付

ア 受付期間 令和３年１０月１１日（月）から令和３年１０月２７日（水）

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ただし、令和３年１０月２７日（水）は１２時まで

イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ

（６）提出部数 ４部（特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ）

うち３部は受付時に返却し、各構成員が１部ずつ保管すること。

- (7) 申請書および資料の作成説明会
申請書等の作成説明会は実施しない。

4 入札参加資格者の決定

- (1) 入札参加資格者と認められた者または認められなかった者には、その旨を共同企業体の代表者にそれぞれ通知する。
- (2) 入札参加資格者と認められなかった共同企業体の代表者は、市に対して認められなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和3年11月4日(木)午後5時までに書面を提出してこれを行わなければならない。
- (4) (3)の書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) (3)の書面の提出があったときは、市は、令和3年11月8日(月)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (6) (3)の書面の提出先は次のとおりとする。
申請書および資料の配布場所と同じ。

5 図面、仕様書、設計書および工事入札心得の配布

- (1) 入札参加希望者には、図面、仕様書、設計書(以下「設計図書」という。)は、次のとおり配布する。なお、工事等入札心得は鯖江市ホームページをご確認ください。
- ア 配布期間 令和3年10月11日(月)から令和3年10月27日(水)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- ウ 配布要領 電子媒体(CD等)で配布するため、配布希望者は事前に契約管理課まで連絡し契約管理課まで受取に来ること。なお、配布希望者によるCD等の持参は不要。
- (2) 図面に対する質問がある場合は、次のとおり書面もしくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールは鯖江市政策経営部契約管理課まで質問書を送信することとし、書面は鯖江市政策経営部契約管理課へ持参により提出するものとし、郵送または電送(FAX)によるものは受けけない。
- ア 受付期間 令和3年10月11日(月)から令和3年11月8日(月)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。
- ア 閲覧期間 令和3年10月11日(月)から令和3年11月17日(水)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧場所 申請書および資料の配布場所と同じ

6 入札執行の日時および場所等

- (1) 日 時 令和3年11月18日(木) 午前10時00分から
- (2) 場 所 鯖江市西山町13-1 鯖江市役所 新館4階多目的ホール
- (3) その他 電子入札にて執行する

7 入札方法等

- (1) 電送による入札は認めない。
- (2) 郵送による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、2回を限度とする。
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 低入札調査価格 無

8 工事費内訳書の提示

- (1) 入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、市担当者が確認の上、鯖江市において保管する。

9 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金については免除する。
- (2) 契約保証金（契約金額の100分の10）については、鯖江市財務規則（昭和39年鯖江市条例第20号）の規定に基づき納付すること。

10 契約書作成の要否 要

11 支払条件

前払金については、請負金額の100分の40以内の額。

（ただし、令和3年度の前払金支払限度額は、金96,000,000円とする。）

令和3年度の支払限度額は、金240,000,000円（前払金を含む）とする。

12 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに現場説明書および工事等入札心得において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者および入札時点においてこの入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は無効とする。

1 3 議会の議決

本件工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年鯖江市条例10号）第2条に該当し、落札後仮契約を締結した場合には、議会の議決を経たとき、当該仮契約を本契約とみなす。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が、入札参加の資格制限または指名停止措置を受けた場合、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 4 その他

- （1）入札参加者は、工事等入札心得および鯖江市工事請負契約約款を熟読し、工事等入札心得を遵守すること。
- （2）その他不明の点については、鯖江市政策経営部契約管理課に照会すること。

電話 0778-53-2222（直通）

E-mail SC-Keiyakukanri@city.sabae.lg.jp